

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク

定款・規程集

(第2集)

平成28年9月1日現在有効

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク 定款・規程集 目次

平成28年9月1日現在有効

定 款	1 ページ
会費規程	9 ページ
会費規程第11条第3項に基づく告示	10 ページ
会計執行規程	11 ページ
旅費規程	13 ページ

平成27年4月20日 編纂・発行

特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワーク 定款

最終改正日：平成28年 5 月15日改正

最終施行日：平成28年 8 月30日施行

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 北海道を発信する写真家ネットワークという。

2 この法人の通称および略称を「THE NORTH FINDER」または「ノースファインダー」とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を札幌市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、北海道をテーマとする写真作品を通して、北海道の魅力をあまねく伝え、写真文化・写真家への社会的理解の醸成と写真芸術の活性化に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 北海道をテーマとする写真作品を展示するHPの構築と運営事業

(2) 北海道をテーマとする写真作品を展示する事業

(3) 写真技術の普及および写真市場の知識を醸成するセミナー事業

(4) 北海道をテーマとするあらゆる形態の写真作品の販売事業

(5) 北海道をテーマとするあらゆる形態の写真作品の貸付事業

(6) 北海道をテーマとして含むあらゆる形態の写真作品の出版事業

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 この法人は、次のその他の事業を行う。

(1) 写真業（写真フィルムの現像、焼き付け等、またその取り次ぎを行う）

(2) 上記特定非営利活動にかかわらない物品販売事業

3 前項に掲げる事業は、第1項に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、収益を生じた場合は、第1項に掲げる事業に充てるものとする。

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の4種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 一般会員 この法人の趣旨に賛同し事業に参加もしくは支援するために入会した個人及び団体

(3) 賛助会員 この法人の趣旨に賛同し事業を援助するために入会した個人及び団体

(4) 名誉会員 この法人の発展に多大な貢献があったとして、もしくは、写真文化、芸術に大きな功績を残したとして、理事会において推薦された個人及び団体

(入会)

第 7 条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 会費および入会金に関して必要な事項は、理事会の議決を経て理事長が別に定める。

(会員の資格の喪失)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して3年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第 10 条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第 11 条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

第 4 章 役員及び職員

(種別及び定数)

第 13 条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人以上3人以下を副理事長とし、専務理事を置くことができる。

(選任等)

第 14 条 理事及び監事は、総会において選出する。

- 2 理事長、副理事長及び専務理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第 15 条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故あるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指定した順序によって、その職務を代行する。
- 3 専務理事は、理事会の議決に基づき、この法人の日常業務を処理し、理事長および理事長業務を代行すべき副理事長のすべてに

事故あるとき、または理事長および理事長業務を代行すべき副理事長のすべてが欠けたときは、その職務を代行する。

- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる業務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

- 第16条 役員の任期は、就任の日が属する事業年度の翌事業年度の末日までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
 - 3 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
 - 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

- 第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

- 第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することができる。この場合には、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。
- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

- 第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる
- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
 - 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(相談役及び顧問)

- 第20条 理事会において必要とした場合は、相談役及び顧問を置くことができる。
- 2 相談役及び顧問の選任等について必要な事項は、理事会の議決を得て理事長が別に定める。

(職員)

- 第21条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。
- 2 職員は、理事会の同意を得て理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

- 第22条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

- 第23条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

- 第24条 総会は、以下の事項について議決する。
- (1) 定款の変更

- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任及び解任、職務及び報酬
- (7) その他運営に関する重要事項

(開催)

第25条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第26条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第27条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第28条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第29条 総会における議決事項は、第26条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合に限り、あらかじめ通知されていない事項についても議決事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第30条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した正会員は、前2条、次条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第31条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第 6 章 理事会

(構成)

第 3 2 条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第 3 3 条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 活動予算の変更
- (2) 入会金及び会費の額
- (3) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第 5 1 条において同じ。）その他の新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) 事務局の組織及び運営
- (5) 総会に付議すべき事項
- (6) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (7) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第 3 4 条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の 3 分の 1 以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第 1 5 条第 5 項第 5 号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第 3 5 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第 2 号及び第 3 号の規定による請求があったときは、その日から 3 0 日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも 5 日前までに通知しなければならない。

(議長)

第 3 6 条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(議決)

第 3 7 条 理事会における議決事項は、第 3 5 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 3 8 条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、次条第 1 項第 2 号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わるできない。

(議事録)

第 3 9 条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が署名、押印しなければならない。

第 7 章 資産及び会計

(資産の構成)

第 4 0 条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立の時の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第 4 1 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 4 2 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 4 3 条 この法人の会計は、法第 2 7 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分)

第 4 4 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 4 5 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を得なければならない。

(暫定予算)

第 4 6 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

- 2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 4 7 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

- 2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第 4 8 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 4 9 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第 5 0 条 この法人の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

(臨機の措置)

第 5 1 条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第 8 章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第 5 2 条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の 3 分の 2 以上の多数による議決を経、かつ、軽微な事項として法第 2 5 条第 3 項に規定する以下の事項を除いて所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 主たる事務所及び従たる事務所の所在地（所轄庁の変更を伴わないもの）
- (2) 資産に関する事項
- (3) 公告の方法

(解散)

第 5 3 条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第 1 号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の 4 分の 3 以上の承諾を得なければならない。
- 3 第 1 項第 2 号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第 5 4 条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第 1 1 条第 3 項に掲げる者のうち、国又は地方公共団体に譲渡するものとする。

(合併)

第 5 5 条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の 4 分の 3 以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第 9 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 6 条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。

第 10 章 雑則

(細則)

第 5 7 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。
理事長 佐藤 勲
副理事長 岡本 洋典
副理事長 後藤 昌美
専務理事 坂本 義道

理事 伊東 剛
理事 大橋 弘一
理事 小寺 卓矢
理事 酒井 広司
理事 樽野 真生子
理事 月岡 陽一
理事 本間 和行
理事 丸山 達也
理事 水越 武久
理事 門間 敬行
理事 和田 正宏
監事 矢部 志朗

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成21年3月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 正会員

入 会 金 無し

年 会 費 10,000円

(2) 賛助会員

入 会 金 無し

年会費(法人) 一口 50,000円(一口以上)

年会費(個人) 一口 3,000円(一口以上)

7 この定款は、平成20年8月4日から施行する。

8 この定款は、平成22年9月2日から施行する。

9 この定款は、平成26年7月1日から施行する。

10 この定款は、所轄庁の認証の日(平成28年8月30日)から施行する。ただし、第16条の改正の効力は改正時の現任役員に及ばず、現任役員の任期は就任時の定めにより、就任より2年とする。

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク 会費規程

平成27年 1 月 2 5 日 理事会決議

最終改正 平成27年 3 月 2 0 日 理事会決議

平成27年 4 月 1 日 施行

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下、法人）定款第8条により、本法人の入会金および会費に関する基本的事項について定めるものとする。

(入会金)

第 2 条 入会金は、以下のとおりとする。

会員種別によらず 0円

(会費)

第 3 条 会費は、以下のとおりとする。

- (1)正会員 個人 年額 15,000円
- (2)一般会員 個人 年額 5,000円
- (3)賛助会員 個人 一口 5,000円 年1口以上
法人 一口 10,000円 年2口以上
- (4)名誉会員 個人・法人の別によらず 0円

ただし、議決権の付与を希望する場合、正会員会費同額を支払うことにより議決権を有することができる。

(入会初年度の会費)

第 4 条 個人である正会員・一般会員・賛助会員の入会初年度の年会費は、次の定めによる。

- (1)4月1日から6月30日までに入会 年会費（第3条に定める額、以下本条において同じ）の全額
- (2)7月1日から9月30日までに入会 年会費に4分の3を乗じた額
- (3)10月1日から12月31日までに入会 年会費に2分の1を乗じた額
- (4)1月1日から3月31日までに入会 年会費に4分の1を乗じた額

(会費負担発生の日)

第 5 条 毎年4月1日現在会員であるものは、第3条に定める会費を納入しなければならない。

(会費の徴収事務)

第 6 条 会費の徴収事務は事務局が行い、毎年4月1日付で会費納入依頼（請求書）を送付する。

(会費の納付期限)

第 7 条 会費は、毎年6月30日までに支払わなければならない。

(会費の納付方法)

第 8 条 会費は、事務局が指定する銀行口座への銀行振込もしくは払込をもっておこなうことを原則とする。この場合の手数料は、会員の負担とし、また、振込・払込伝票類をもって当法人の領収書に代える。

- 2 事務局は、現金での納付を受け付けることができる。この場合、事務局は現金での取り扱いを行う日・場所を事前に告知し、現金での納付を希望する会員は事務局にその旨連絡しなければならない。
- 3 事務局は、前項により現金で納付を受けた場合領収書を交付しなければならない。

(支払猶予・分割納入)

第 9 条 会員は、特段の事情がある場合は、支払猶予または分割払いによる支払を願い出ることが出来る。

- 2 前項の支払猶予または分割支払の願出は、指定の様式をもって納付期限までにしなければならない。
- 3 事務局は、前項により願出があった場合、理事会の許可を得て、支払の猶予または分割払いの取り扱いを承認することが出来る。
- 4 分割払いが承認された場合で、指定日までに分割金が納入されなかった場合は承認が取り消され期限の利益を喪失する。この場合、

残額を一括で支払わなければならない。

(会費の減免)

第10条 会員が次の各号に該当した場合、請求書の到来後にその減免を願い出ることができる。

(1)疾病もしくは傷病による長期療養によりその収入が途絶えたとき

(2)自然災害および火災に罹災したとき

(3)その他、真にやむを得ない事情により会費を支払う事ができなくなったとき

- 2 第1項第(2)号にいう自然災害とは、平成10年法律第66号「被災者生活再建支援法」第2条第1号の規定を援用するとともに、原子力災害を含むものとする。
- 3 第1項の支払猶予または分割支払の願出は、指定の様式をもって納付期限までにしなければならない。
- 4 理事会は、前項により願出があった場合、審査の上許可することができる。

(督促)

第11条 事務局は、会費が納入期限までに支払われない場合は、督促を行う。

- 2 督促にかかる諸費用は督促を受けた会員の負担とし、督促時の会費とあわせて支払うものとする。
- 3 前項の諸費用は、理事会が別に定めて告示する。

(細則)

第12条 法人は、この規程の実施に必要な細則を定めることができる。

- 2 細則は事務局において定め、理事会において承認することにより発効する。

(改正)

第12条 この規程は定款第57条の定めにより、理事会の議決を経て理事長が改正する。

- 2 定款第8条に定めにより理事会が会費の額を決定したとき、この規定の第2条、第3条および第4条は前項の手続きを経たのみなし、当然に改正される。

(付則)

- 1 この規程は平成27年4月1日より施行する。

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク 会費規程第11条第3項に基づく理事会告示

平成27年 1 月25日理事会決定

平成27年 3 月20日会費規定改正に伴い告示名を改題

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下、法人という）理事会は、法人会費規程第11条第3項の定めにもとづき、督促にかかる諸費用を次のとおり定め告示する。

○督促にかかる諸費用の額 金800円

(上記内訳	督促に要する郵送料として	82円（定型普通郵便の額）
	督促に要する事務用品費として	18円
	督促に要する人件費として	700円)

付則 会費の請求にあたっては、期限までに支払わないときは、上記費用が発生する旨明記して請求すること。

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク 会計執行規程

平成27年 1 月 2 5 日 理事会決議

平成27年 4 月 1 日 施行

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下、法人という）の会計について、その予算執行の適正を期し、かつ会計処理の円滑を期するためこれを定める。

(用語)

第 2 条 この規程における用語は、定款および第 3 条に定めのあるものを除き次のとおりとする。

- (1)支出行為 法人が金銭を支払い、物品の購入または役務の提供等の便益を受けること、もしくは法人および事務局の運営のために行った行為に対する費用および給与・賞与・手当・委託費類の弁償をすることをいう。
- (2)役員の近親者 役員の配偶者、役員の三親等以内の親族および特定非営利活動法施行規則（内閣府令第 5 5 号）第 1 6 条に定める特殊の関係にあるものをいう。
- (3)理事の近親者 前項「役員」を「理事」に読み替えて適用する。
- (4)特別の関係にある企業等 法人の役員および役員の近親者が議決権の 3 分の 1 を越えて保有し、経営する企業および団体をいう。

(支出の種類)

第 3 条 法人の支出は次に分類する。

- (1)管理費支出 法人および事務局の運営に必要な支出行為
- (2)費用弁償類 管理費支出のうち、法人の運営に伴う交通費・旅費の支給、委託費・給与・賞与の支払の支出
- (3)事業支出 事業の遂行に必要な支出行為

(支出行為の実施者)

第 4 条 費用弁償類を除く支出行為は理事もしくは事務局および理事が委任した会員が実施する事ができる。

- 2 支出行為のうち費用弁償類の支払は事務局がおこなう。

(支出行為の実施者が遵守すべき事項)

第 5 条 支出行為を行う者（第 4 条に規定する者をいう。以下同じ）は、法人にとってより有利な条件で支出行為を行うよう心がけること。

第 6 条 支払行為を行う者は、利益相反行為に十分注意の上支払行為を実施すること。

(支払行為ならびに費用弁償類支払の決定および契約先の選定)

第 7 条 支出行為の実施には、理事会の決定を要する。

- 2 支出行為の契約先（購入先を含む。以下同じ）の選定権は理事会が有する。理事会は契約先の選定権を支出行為を実施する者に付与することができる。

第 8 条 3 0 万円を超える支出行為について特別の関係にある企業等と契約（購入を含む。以下同じ）をする場合は、その旨について理事会の承認を得なければならない。

第 9 条 理事会は、この規程によらない支出行為の実施および不適切と推認される支出を認めるときは、事務局および実施者に対し当該支出行為の実施を中止させ、かつ、当該支出行為についてすでに支払った金銭があるときはこれを返還させることができる。

- 2 事務局は、この規程によらない支出行為の実施および不適切と推認される支出を認めるときは、速やかに理事会および監事に報告する。

(支払行為実施の決定にかかる理事会の取扱方)

第 1 0 条 理事会は、支出行為の実施許可を求められたことを知った日から 1 週間以内にその可否を決裁しなければならない。

- 2 支出行為の実施許可を求められたことを知った日から 1 週間以内に採決がおこなわれず、かつ不許可とすべき意見がなかった場合は、全会一致で許可したものとみなす。
- 3 採決には、当該許可を求めた理事、ならびに取引先が特別の関係にある企業等の場合、当該企業等を特別の関係たらしめる役員は採決に参加することは出来ない。

(支払行為実施決定の発議)

第 1 1 条 理事は、理事会に対し法人の事業遂行に関する支出行為実施の決定を求める発議をすることができる。

第 1 2 条 事務局は理事会に対し管理費支出の支出行為実施の決定を求める発議をすることができる。

(発議の特例)

第 1 3 条 発議者（第 1 1 条および 1 2 条により発議した者をいう。以下同じ）が 1 0 万円を超える支出行為実施の決定を求めるときは、発議者において販売者・役務提供者等からその仕様・金額・支払条件を明記した見積書を取得し、見積書を添えて支出行為実施の決定を求めなければならない。ただし、給与・賞与・手当類ならびに委託費のうち人件費に準ずるべき委託費には適用しない。

第14条 発議者が30万円を超える支出行為実施の決定を求めるときは、発議者において複数の販売者・役務提供者等はその仕様・金額・支払条件を明記した見積書の提出を求め、その見積書の全てを添えて理事会に支出行為実施の決定および契約締結先を定めるよう求めなければならない。ただし、給与・賞与・手当類ならびに委託費のうち人件費に準ずべき委託費には適用しない。

2 ただし、理事会が特に認める場合は前項規程によらず発議者が企業を指定して支出行為を行うことができる。この場合、第13条の規定を準用し、加えて企業を指定して支出行為を実施したい旨副申する。

(支出行為実施の特例)

第15条 理事会が指定する理事もしくは事務局が3万円以下の支出行為をするときは、支出完了後直ちに理事会に報告することを条件に、第5条の支出行為実施の決定を得る前に執行することができる。

第16条 理事会は、法人の円滑な運営を図るため、事務局に対し上限とする額を定めて、事務局に関する費用弁償ならびに管理費の支出行為実施の決定を委任することができる。事務局がこの決定によって支出行為を実施した場合、費用弁償並びに管理費を支出し、理事会が指定する時に取りまとめて理事会に報告し、承認を受けなければならない。

(執行状況の管理および助言)

第17条 事務局は予算の執行状況について適正に把握し、理事会に予算の執行状況について報告するとともに、適法かつ効率的な予算の執行となるように助言をしなければならない。

2 理事会は事務局が前項に基づき発した助言に基づき予算の執行を行わなければならない。

(細則)

第18条 法人は、この規程の実施に必要な細則を定めることができる

2 細則は事務局において定め、理事会において承認する。

(改正)

第19条 この規程の改正は、理事会の決議で改正する。

2 改正の原案は事務局が策定する。

(付則)

1 この規程は平成27年4月1日より施行する。

特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク 旅費規程

平成27年 1 月 2 5 日 理事会決議

平成27年 4 月 1 日 施行

(目的)

第 1 条 この規程は、特定非営利活動法人北海道を発信する写真家ネットワーク（以下、法人という）の活動に際し、理事、監事、職員（委託職員も含む、以下同じ）、会員ならびに会員外で法人の活動に協力参加する者に支給する旅費に関して必要なことを定めることを目的とする。

(旅費)

第 2 条 理事、監事、職員、会員ならびに会員外で本法人の活動に協力参加する者で理事長が承認した者が、次の各号に該当する旅行をする場合、旅費を支給する。

- (1)理事長の命により法人の活動を行うために旅行をしたとき
- (2)他の団体の依頼により旅行をし、当該団体から旅費が支給されない者で法人が認めたとき
- (3)職員が事務局の用務を行うのに必要な旅行をしたとき

(承認)

第 3 条 旅費の支給を受けようとする者は、あらかじめ理事会の承認を得なければならない。ただし、第 2 条第 3 号による旅費の請求の場合、予算を超過しないことが明らかなきは、当該請求による支払の後に理事会で承認することができる。

(旅費の種類)

第 4 条 旅費の種類は次に定めるとおりとする。

- (1)近距離交通費 出発地より片道 5 0 km未満の旅行に支給する旅費
- (2)中距離交通費 出発地より片道 5 0 km以上かつ北海道内で完結する旅行に支給する旅費
- (3)長距離交通費 北海道外への旅行に支給する旅費
- (4)宿泊費 宿泊を伴う旅程で、理事会が特に認めたときに支給することができる旅費

(旅費の計算)

第 5 条 近距離交通費・中距離交通費の区分による旅費は、1 旅程（旅行の日数を問わず、出発地から目的地を経由し出発地に戻るまでをいう）ごとに次の額を一律に支給する。

- (1)近距離交通費 1 旅程あたり 1, 0 0 0 円
- (2)中距離交通費 1 旅程あたり 4, 0 0 0 円

- 2 旅行距離の算定は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の距離による。
- 3 同日に複数の旅程により旅行する場合、距離を通算し算定する。

第 6 条 長距離交通費の区分による旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算し支給する。

- 2 企画旅行商品（旅行会社が鉄道・航空・船・自動車等を組み合わせて販売する旅行商品）を用いる場合も支給の対象とする。この場合企画旅行商品の販売額を支給する。
- 3 旅費の支給を受けようとする者の職位等によらず、鉄道のグリーン料金、航空のプレミアムクラス料金、ファーストクラス料金等の特別席料金ないしはこれらに類する料金は旅費支給計算の対象としない。また、等級制の場合は基本運賃等級を用いる。
- 4 寝台設備のある列車等で日を跨いで旅行するとき、寝台設備を使用する場合は、設備使用料金について宿泊費に準じて計算する。
- 5 宿泊費は上限を定めて支給する。上限は別表で定める。

(旅費の請求・支払)

第 7 条 旅費を受けようとする者は、指定の様式に必要な事項を記載し、事務局に提出する。

第 8 条 長距離交通費の区分による旅費は、仮払を求めることができる。

- 2 仮払の請求は指定の様式に必要な事項を記載し行う。
- 3 第 1 項による仮払を求めた旅行者は、仮払の対象となる旅行の終了後、遅滞なく精算しなければならない。
- 4 理事長は、旅費を受けようとする者が正当な理由なく精算をしない場合、当該仮払の全額を全額を返還させ、当該旅行の旅費を支給しないことができる。

(その他)

第 9 条 この規程に定めのない事項は、理事会の決定に基づく。

(改正)

第 1 0 条 この規程は理事会の決議により改正することができる。

(付則)

- 1 この規程は平成 2 7 年 4 月 1 日より施行する。